

## 第 95 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 4 年 7 月 5 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

### 3 出席者

【委員 9 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩 (会長)

伊 藤 絹 子

大 西 尚 樹

久保田 多余子 (リモート)

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司

由 井 正 敏 (リモート)

【専門調査員 2 名 敬称略・五十音順】

大河原 正文 (リモート)

前 田 琢

【事務局】

環境保全課総括課長

加 藤 研 史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

【事業者】

インベナジー・ウインド合同会社

### 4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 7 名・リモート 2 名の計 9 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。)

#### (1) (仮称)一戸・稲庭風力発電事業 計画段階環境配慮書について

(初めに、希少動植物等に関する審議及び議事の (2) その他 (地球温暖化対策推進法第 21 条第 7 項に基づいて定める促進区域の設定に関する基準 (案) については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得ました。)

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称)一戸・稲庭風力発電事業 計画段階環境配慮書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(インベナジー・ウインド合同会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者に説明をお願いします。

(事業者が事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であればリアクション(挙手)ボタンをお願いします。大丈夫そうですね。それでは、説明していただきました事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けたいと思いますので、その際に御発言をお願いいたします。

それでは、まず私の質問からですが、質問【1】については、追加で資料を出していただきました。事業実施想定区域内には、河川とかはあると思いますが、水源とか、取水地点などはないということですのでよろしいですね。質問【2】のところは特にございませぬ。それから、質問【3】のところ、ここちょっと細かい点ですが、配慮書の135ページのところに図がありまして、図3.2-8で住宅等の分布の図になっているのですが、そのもっと前のところには、実施区域の中にも住宅があるという分布になっておりまして、その違いは何なのかということで御質問させていただきました。この図3.2-8の下の注釈のところ、1つ目のポツの最後に「住宅と非住宅の分布を精査した」とあるんですが、非住宅というのは、実際に人が住んでいないという意味ですか。これはどのように解釈すればよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。実際にその住宅を訪問させていただきまして、かなり昔の建物で、人が住んでいないということを実際に見て確認して、今のところについては周辺の皆さんにお話を聞きながら、そこに人が住んでいない建物ということをきちんと確認したという意味です。

[伊藤歩会長]

そうですね。なんとなくこの注釈からいくと、その建物の中で住宅と非住宅を分布させたと解釈できますが、その非住宅のところは除いたということですのでよろしいですか。

[事業者]

はい。おっしゃるとおりです。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。質問【1】から【3】のところで、他に追加で御質問ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようですので、次の質問【4】伊藤絹子委員の御質問について、追加でありましたらお願いします。

[伊藤絹子委員]

丁寧な御説明ありがとうございました。希少種とかそういった自然由来というか、自然の生物ではないのですが、やはりこの内水面漁業にとっては重要な種類になります。放流実績があるから、もう人的な要因が大きいからいらぬというように切って捨てるのではなくて、やはり内水面漁業権を持っている組合としては大切な河川ですので、ここに漁業法できちんと増殖努力をするために放流しなさいと決まっているところなので、そういった種類についても、やはり注意していただきたい。重要な種として位置付けなくても、ここにはこういう種類の水産資源の魚類がいるということですので、やはりそこは大切にしていきたいなと考えているところです。御検討をお願いしたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方でコメントありましたらお願いします。

[事業者]

はい。いただいたコメントを踏まえまして、今後の図書におきましては記載をします。

[伊藤絹子委員]

備考かなんかでもいいと思いますので。

[事業者]

承知いたしました。現地調査を実施して、また確認されたら準備書で記載するところになって参りますので、適切に対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

[伊藤絹子委員]

やはり無視されているとか、そのように感じられると困ると思うので、協力関係というか、そういう意味では大事かなと思いますので。

[事業者]

はい、ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。他に質問【4】のところで、追加で御質問はございますか。よろしいでしょうか。続き

まして、質問【5】はいかがでしょうか。大丈夫ですか。他の委員の皆様もよろしいでしょうか。続きまして質問【6】はいかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

やはり累積的影響ってすごく難しい項目というか、現在そういう状況だと思いますが、私が一番心配しているのは、例えば鳥類なんかは衝突回数というよりは、そのエリアというか生活空間とか、そういった移動経路の遮断というのがすごく影響を及ぼしてしまう。累積的にですね、いろんな風力発電が総合的に見たときにあると思われるので、その辺りをきちんと評価できる手法をぜひ考えていただきたいなと思っております。鳥類とか専門ではありませんが。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。渡り鳥などが確認されているような地域であると認識してございますので、御指摘いただいた件も含めて今後検討して参りますので、どうぞよろしく願います。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい、それでは質問【7】齊藤委員からの御質問ですがいかがでしょうか。

[齊藤委員]

はい、質問に御回答いただきありがとうございます。一つ確認させていただきたいのですが、2つのサイトに分けてあるということで、両方、事業計画として進めていくということですが、今回36基が、一応対象というか、最大基数として考えていらっしゃると思いますが、例えばその36基を片方だけにする方が、自然環境に対して2つのエリアを改変するよりは、もしかしたらそちらの方が環境配慮になるというようにも考えられるかと思うんですけど、それができずに両方に分けたという、その説明がもしあればいただきたいと思えます。

[事業者]

はい、御質問ありがとうございます。風車間距離を3D×10Dという、一般の目安がございまして、それ以上近づけてしまいますと、干渉して、発電効率が悪くなってしまったりですとか、そういった事情がございまして。その上で適切な風車間距離を設けて、事業が成り立つための事業用地を考えた結果、2つのサイトで実施するという事で計画させていただきました。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。はい、他にいかがでしょうか。質問【7】のところよろしいでしょうか。それでは、質問【8】齊藤委員と由井委員からですが、いかがでしょうか。他の委員の皆様からいかがでしょうか。それでは質問【9】はいかがでしょうか。鈴木委員追加で御質問ありますでしょうか。ないですか。それでは他の委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それから次に質問【10】はいかがでしょうか。鈴木委員は大丈夫ですか。他の委員の皆様、よろしいでしょうか。それでは質問【11】はいかがでしょうか。はい。お願いします。

[鈴木委員]

質問【11】の2つ目の意見で、駒形神社の下で登山道が2つに分岐しているという件ですが、御回答は少し内容がずれているように思います。駒形神社側の登山コースより稲庭岳キャンプ場側の登山コースの方が利用頻度が高いと書いておられて、それはおそらく調査するとそうなるのかなと思いますが、私が申し上げたかったのは駒形神社側の登山コースが2つあるという話なので、そこは現地調査で確認していただきたいなと思います。241ページの地図にないルートがあるという話です。実際私も登ったことがあります。キャンプ場側から上がって山頂を通過して岩誦坊側に降りていく、駒形神社を通過して降りてくるというコースを歩く方もたくさんいらっしゃるはずなので、そこは御確認いただきたいなという意見、要望になります。

[伊藤歩会長]

はい、いかがでしょうか。

[事業者]

ありがとうございます。御指摘の点については、今後きちんと確認して、実態の方、こちらの方に反映していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。それではないようですので、続きまして質問【12】永幡委員の御質問ですが追加でございますでしょうか。

[永幡委員]

質問というよりは意見ですけれども、配慮書で何を書くかというのは、私たちはここに配慮していますよということを示すことですね。そういう意味で、2キロ以内にある、広く取って（住居等が）たくさんありますよということも、もちろん大事なんですけども、500メートルみたいに、極端に近いところにもあるということも把握して、それをこれからちゃんと配慮していくんですよということを示すことが大事だと思うんですね。なので、文章の書き方として、やはり自分たちの会社として、何と何をちゃんと考えているのか、より重点が高いのは何なのかというのを分かるように書いていただかないと、やはりこういう突っ込みを入れざるを得ないと思うんですね。なので、文章の書き方をもう少し工夫していただきたいと思います。

[事業者]

コメントありがとうございます。御指摘いただいている観点については私どもも同様だと思っておりますので、おそらくそこに認識の相違はないものと理解しております。書きぶりの問題、説明の問題だと思っておりますので、今後、地元の方に説明するタイミング、あるいはこの図書を作る中でも、少し工夫をさせていただくべきところかなと思いますので、検討させていただければと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他に質問【12】のところいかがでしょうか。ちょっと私の方から一つ。御回答のところ、最後に「居住実態のある住宅への配慮に努めます」となっているんですけども、住宅があって、今は住んでいないところでも、将来また住み出す可能性もないわけではないのかなと思うのですが、そういったところはどうのように考えていくのか、見解をお示しいただきたいと思います。

[事業者]

問題がある可能性がある、その住宅の住人さんですとか、持ち主さんと話をして、今住んでいなくても将来的に住む可能性があるのかとか、その建物で今後どうしていくのかというお考えを聞いて、必要な対策を考えていきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。ないようですので、次に質問【13】いかがでしょうか。

[永幡委員]

ちょっと予想外の回答が返ってきたので面白いなと思って読んでいたんですけども、地域類型されている地域というのが近所がないから、重大な影響が生じる可能性はないというのは、これは当たり前の話で、このようなことはわざわざ方法書以降に書く必要はそもそもないと思うんですね。本当に問題なのは、多くの場合、アセスで騒音の評価をする場合に、いまだに環境基準とかに当てはめて書いている、ここは類型は指定されていないけれども、例えばA地域の類型に合わせたときに十分静かだから、だから静かなんですよとやることが多いわけです。そういうことは一切やらないで、自分たちで何か別の指針を、数を持ってきて、それで何か述べるということであれば、それはそれでいいんですけども、そういうおつもりだということですか。

[事業者]

御質問の点につきましては、基本的に準備書以降の評価におきましては、環境省から出されている風車騒音の指針を用いて、プラスアルファで環境基準といったものを参考として扱うということを、他の案件を含めて現在アセスメントの中で主流になっていますので、そのような方針を考えております。御指摘いただいた類型につきましては、あくまでも環境基準を用いる際の参考として扱いますが、おっしゃっていただいた通り、基本的にはできるだけ安全側の検討となるようにA類型といったものを用いて評価をするということを行いますので、そこについては、本案件でも同様の対応をとらせていただくことになろうかと思っております。

[永幡委員]

何がしたいかはわかりましたけれども、すごくわかりにくい表現なので、とにかくわかりやすい表現にさせていただきたいと思います。

[事業者]

はい、検討いたします。

[伊藤歩会長]

類型指定されていないからといって、その地域で騒音が発生していいという考えではないですね。

[事業者]

もちろんおっしゃるとおりです。

[伊藤歩会長]

はい。そういう感じにも受け取れるかなという文章だったので、私も少し、回答も含めて気になったところだったので。

[事業者]

そのように御理解いただけましたなら失礼いたしました。表現として適切でなかった部分があるかと思しますので、今後工夫して見直していきたいと思えます。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。質問【13】のところよろしいでしょうか。それでは続きまして質問【14】いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。はい、他の委員の皆さんは、よろしいでしょうか。ないようですので、続きまして質問【15】いかがでしょうか。

[永幡委員]

はい。人と自然との触れ合いの活動の場のところで、十分な静けさが満たされているということ、準備書あるいは評価書の段階で、最終的に言ってくだされれば何でもいいんですけども、そのためにはまず方法書の段階で、こういう地点が考えられて、そこに関してこういう調査をしますという提案が必ず必要だと思います。なので、それをお願いするには、実はもう配慮書の時に言っておかないと方法書に間に合わないから、こういうことを毎回、人と自然との触れ合いの活動の場に関しては何か必ず言うことにしているんですけども、ちゃんとやってくさいねと念をおして言っておきたいと思えます。

[事業者]

御意見ありがとうございます。こちら回答に書かせていただいた通りでございますけども、基本的な考え方としては前半に書かせていただいた通り考えております。一方で、後半の方で快適性の件について可能性があると考ええるということを述べている通り、今回御指摘いただいたことで、実際今後調査をする上での観点の一つとして、そういった点を踏まえる必要があるということをごちからも認識いたしましたので、そのような観点を踏まえて、実際その場の特性をきちんと整理した上で、適当な調査予測評価の方を検討していきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。すみません、私の方で、最後のところに「実行可能な配慮」と書いてありますが、これは具体的にどんな内容になるのでしょうか。例でも結構ですが。

[事業者]

現時点で具体的なことをちょっと申し上げることはできないんですけども、実際現地の状況を踏まえて、その場の利用状況ですとか特性あるいは予測結果からどういった影響が想定されるのかといったところを精査した上で、総合的に検討しつつですね、かつ、実際管理者の方等のヒアリングなどを通じて、具体的に何ができるのか、何をすべきなのかといったところを精査していく必要があると思っておりますので、今後の検討とさせていただければと思います。

[伊藤歩会長]

そうですね。こういう人と自然との触れ合いの活動の場のところで、何かこう配慮というか、保全策というのは実際どういうものがあるのかなと思って、興味も含めてなんですけども、今までのそういう例で何かあれば御紹介いただけますか。

[事業者]

そうですね。具体例として挙げてしまうと、そこがちょっと一人歩きしてしまう可能性もあるので、この段階で申し上げることは差し控えさせていただければと思いますが、実際何ができるかということは、今後私どももですね、事例の収集などに努めて、まず整理をしていければなというように考えております。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。じゃあ、これ以後ですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは続きまして質問【16】ですけれども、平井委員からの御質問ですが、今日は平井委員が欠席されていまして、他の委員の方から何か追加で御質問がありましたらお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。土地の所有者との交渉経過について現段階の状況を回答していただいたということです。もしなければ次の質問【17】に移りますけれども、こちらはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではないようですので続きまして質問【18】、こちら平井委員からの御質問ですけど、こちらはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、続きまして質問【19】三宅委員からの御質問ですけども、こちら補足資料ですか。補足資料はこれではなかったですか。質問【19】とは関係ないですか。

[事業者]

こちらです。質問【19】の後半、「風力発電は広域への」というところに対する回答の資料になります。



[伊藤歩会長]

事前にもいただいていたんですけども、もし何か追加的に説明していただけるようであれば、簡単をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

[事業者]

簡単に補足させていただきます。基本的に、関係地方公共団体の選定ということで、広域に環境影響が及ぶ項目について検討して、事前に簡易検討を行った、そちらの結果をもとに、各公共団体さんの方に御説明させていただいたということになります。項目としましては騒音と景観の2種類選定しておりまして、どちらも距離が離れているということと、特に景観につきましては少し詳細な簡易検討を行った結果、見える可能性がほとんどないと、影響が小さいという整理をさせていただくことができましたので、それをもって御説明にあがったところ、基本的に今回、この内容においては関係地方公共団体として扱う必要がないということで、各自自治体様から御了承いただいたという経緯になっております。

[伊藤歩会長]

はい。実際に、風車が建った時にどう見えるのかとかそういったことを写真に示した上で、影響は小さいということで、他の市町村の方は納得していただいたということでよろしかったですか。

[事業者]

はい。写真といいますか、この Google Earth を用いた検討となります。

[伊藤歩会長]

はい。これにつきまして、いかがでしょうか。今日三宅委員は欠席されていますが、景観について。はい、お願いします。

[事務局]

事務局です。今の点に関しまして、事業者さんの方の御説明ですと、関係地方公共団体から、この配慮書の前の段階の情報に基づいて、関係地方公共団体として、他の町を除くということについて一旦整理されるということでございます。この点については私も事前に御説明いただいております。ただ誤解していただきたくないのは、その時点の情報、あるいは今回の配慮書時点の情報で、環境影響がないと判断される地域を関係地方公共団体から除くということは、よろしいかと思うんですけども、それはあくまでもその時点で得られている情報に基づく判断なので、いわゆる環境アセス上の地域基準の適用にあたっては、実際に環境影響評価をやった後に情報が増えて、それによって環境影響を受ける恐れがあると判断される地域が変更されることは十分ありえますので、今後の手続でこれら二戸市、一戸町以外を今後ずっと除くということが、許容されるものではありませんので、そこは御注意いただきたいと思います。その観点に立つと、配慮書 233 ページの眺望点のところ、これかなり問題があるのではないかと考えておりまして、この可視領域の評価といいますか、可視領域の記述について、八幡平市、葛巻町などが最初から除かれているというのは、そういう意味ではちょっと不適切だと思います。

す。少なくとも環境影響評価を行う対象から外すということではなくて、その時点の情報で、環境影響はないと判断される地域を、関係地方公共団体等から除くというだけの話ですので、この評価あるいは調査自体は引き続きやる必要がございますので、そこは御注意いただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者さんの方から返答がありましたらお願いしたいと思います。

[事業者]

御指摘の点、承知いたしました。今後事業計画、もちろん変わらないものであると思っているものではございませんので、変わった場合、特にその環境影響が増大する可能性がある場合については、基本的にこの関係地方公共団体の選定については、見直す必要があるというのはもちろん認識をしているところでございます。当社の中での扱いにつきましても、そういった検討を踏まえて、今後考えられるものについては対応していくということを想定しております。

[伊藤歩会長]

そうですね。この審議会、「岩手県」の審議会でありますので、各市町村のところに御意見を出すか出さないかとはまた別なんですけど、全体としてここで評価をしたいと思いますので、ぜひそのデータをこれ以降の資料にも入れていただきたいと思います。そのほかに、質問【19】のところでは何か追加の御意見ありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ないようですので、続きまして質問【20】です。由井委員からの御質問ですけども、由井委員いかがでしょうか。

[由井委員]

今回の風力計画の近傍の既存の風力基地で、ひと夏と申しますかね、1年で20羽くらいコウモリがあたっている実態がありますので、これは確実に、ここに書いてある方法は、遠隔操作でできる機種でなければ累積効果が膨大になってしまって駄目だと思います。最近では例えばドイツ製の風車は、全世界どこの風車でもドイツの本部から遠隔操作でカットイン風速やフェザリングの操作はできるようになっていますので、そういう時代なので、検討しますでは駄目です。はっきり導入すると、そういうことでお願いしたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方いかがでしょうか。

[事業者]

はい。遠隔操作可能な設計ですとか機種の選定が必要な重要性は重々承知しておりますけれども、機種選定ですとか設計につきましては、今後、設計作業ですとか風の状況を見て、選定及び確定していくということですので、なかなか断定的にいたしますと回答しづらいところではあるんですが、しっかりと御意見を踏まえまして、今後の計画で、慎重に検討していきたいと考えています。

[伊藤歩会長]

はい。この審査会の中でこういう意見があったということで、今後進めていただきたいと、検討していただきたいと思います。

[事業者]

はい、かしこまりました。

[伊藤歩会長]

他に質問【20】のところではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問【21】こちらから由井委員からですが、追加で御質問ありますでしょうか。はい。ないということで、他の委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは続きまして質問【22】これはよろしいですね。誤字だったかと思います。それから質問【23】について、大河原専門調査員からの御質問ですが、こちらはいかがでしょうか。

[大河原専門調査員]

こちら、傾斜角につきましては経験則からということで、ちょっともう一度確認したいのですが、いただいた資料の方には「急勾配の地形の場合には改変面積が大きくなることから」とありますが、この辺どういったことでしょうか。ちょっと御説明いただきたいと思います。

[事業者]

今回アセスメントの図書を作る中での一つの参考基準という形でこの20°というものを出させていただきました。厳密にこの設置に伴う開発規模が大きくなるということももちろん、土工上の観点からもございますけれども、規模というところで言いますと、その面積に加えて作業量ですとか、そういったもろもろの検討といったところも含めて傾斜がきつくなると総合的に工事の規模が大きくなっていくというところがあるという中で、一つ経験則の中に20°という線を引かせていただいたところがございます。あくまでも面積だけというよりは、総合的に工事の難度が高まるという意味での線引きだというように御理解いただければと思います。

[大河原専門調査員]

例えば、斜面崩壊とか土砂災害系のことを考慮してということでしょうか。

[事業者]

はい。そういった観点も当然必要になってくると思いますので、平場で工事をするよりも、傾斜がきつところで工事をする方が、もろもろ各種検討も含めて、工事の難易度が高くなるということでの検討というように御理解いただければと思います。

[大河原専門調査員]

はい。20°以下でもそういった現象は発生しますので、2割、3割くらいは全体としては傾

斜角低いところでも発生しますので、注意して行ってください。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さん追加でコメントありましたらお願いします。

[事業者]

承知しました。今後検討させていただきます。

[伊藤歩会長]

はい。他に質問【23】のところ、追加の御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは質問【24】こちらも大河原専門調査員からの御質問ですが、追加で御質問ございませんか。はい、お願いします。

[大河原専門調査員]

はい。御回答にはですね、「現時点では、特性など詳細を把握できておりませんが」ということで、今後の課題ということのようですね、例えば、軽石系の碎屑物というのは、東日本大震災のときに福島県の葉ノ木平というところでは、100メートル、130メートルの規模で崩壊が発生しまして、そのときは13名の方がお亡くなりになるというような、地震に対して応答性がある、若干気にしなければならぬ地質だと思います。ということで、今後この碎屑物の特性、強度等把握できる適切な手法とか、仮にその結果として強度が小さい、脆いといった地盤だった場合に、想定されるリスクを評価できる適切な手法について、考えていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

[事業者]

今後設計作業を進めていくに当たりまして、地質調査も進めて参ります。その上で、そういった影響につきまして、なるべく状況把握に努め、必要な対策を講じるように検討して参ります。

[大河原専門調査員]

はい。160メートルクラスのもので、基礎もですね、深い基礎で対応しなければならぬと思いますので、地盤のところ、脆弱性が懸念される場所ということで、この辺詳細な調査を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

[事業者]

はい、承知しました。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、続きまして質問【25】です。こちらも大河原専門調査員からですが、いかがでしょうか。

[大河原専門調査員]

一応、設置しない想定ですということですので、その想定どおり進めていただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。そのように進めていただくということにしたいと思います。続きまして質問【26】前田専門調査員からの御質問ですけれども、追加で御質問ございますでしょうか。はい、お願いします。

[前田専門調査員]

はい。ここは、鳥類特に大型猛禽類について配慮をする場合に、一番重要になってくる立地選定について質問したものです。多くの場合、もう事業実施想定区域が決められていて、その中で配置するとか、そういうことで対策をしようというのが多いんですけども、猛禽類の場合は広い地域を生息地としていますので、そういう対処はできないわけです。あらかじめその場所をですね、適切などころを選ぶというのが非常に大事になってきて、それができなのがこの配慮書の段階だと思っております。ですから、この場所を決めていただくのに、十分検討していただきたいと思っております。それで、この配慮書を読みますと、いくつかの条件から、広い範囲から絞り込んで、この2つのエリアにしたというようにされているんですが、質問に書きましたように、ここ以外でもいいところがあるんじゃないかなというように見えます。御回答では、ここにあげていないような事業性ですとか、現地の確認という、まあよくわからないんですが、他のですね、述べていない条件でも、絞り込んでこういう2つのサイトにしたというのが、この質問で明らかになったわけですが、やはり客観的にここしかなかったんだということが示されないと、他の場所でやっていけばいいのにとという疑問が常に残りますので、ここでしかという、ここを選んだというところをちゃんと示していただかないと、これはちゃんと絞り込んだということにはならないので、そこは注意をお願いしたいと思います。あと、今回の案件で、他と非常に異なって私も初めて見たんですが、2つのエリアが選定されていて、これはいわゆる複数案ですね、出しているのと同じ形ではないかと。両方で事業するとは言っていますが、こういう形でこのエリア、このエリアと、いくつか候補を出していただいて、その中から、どこが一番影響が軽減できるかといった、そういう検討をこの配慮書段階でできればと思っております。ですから、こうやって2つの事業候補地を出しているわけなので、それ以外にも多分、ないということはないと思うんですね。ですから、もっと探していただいて、3つでも4つでも多い方がいいですけども、そういうエリアを示して、そこからどこにしようかというその段階から始めていただきたいと思っております。この点、できるということが今回、この2つのエリアで示されているので、そこを配慮していただきたいなと思っております。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方で、回答ございますでしょうか。

[事業者]

はい、御意見ありがとうございます。1点、2つのエリアがあって、そこが複数案としてみなせるんじゃないかというコメントが後半にございましたけども、これは先ほど齊藤委員からの御質問もありました通り、本件につきましてはこの2つのエリアをもって1事業として扱っておりますので、御検討いただいているような複数案、こっちかこっちかという検討ではないものの示し方であるということは、御留意いただければと思っております。前半は、この絞り込みの経緯というものが、きちんと明示的にわかるようにすべきであるという御意見というように承知いたしました。確かに今回回答の中で、現地の確認ですとか、その他の、現実的な観点というものをお示しさせていただいて、そちらは当社の説明の中である程度、不足している部分もあったところについては、こちらもお示しの仕方ですね、今後検討していくものではあると思いますので、今後の手続きの中で、そのような事業地の選定の経緯を説明する際には少し留意させていただければと考えております。

[前田専門調査員]

今後というのは、今後やる別事業ということですか。この事業ではなくてという意味でしょうか。

[事業者]

この事業につきましては、基本的に今お示しさせていただいている2つのエリアの中で、この中から具体的に絞り込んで具体化していくという方法をもって複数案の検討とさせていただければと思っておりますので、そちらについてはこのエリアの近傍での検討ということで進めていければと思っております。御指摘の点は、確かにわかりやすさの点では考慮すべきものであると思いますので、言葉について、他の事業も含めてですね、対応するときは留意させていただければと思います。

[前田専門調査員]

この事業でちゃんと配慮してもらいたいと思うんですが、それをしたくないということであれば、そういう立地条件の配慮というのはしなかったと、やりたくなかったということをお次の方法書にきちんと書いて、そこは配慮しなかったという事実を残してもらえるようにお願いします。

[事業者]

その説明の仕方については検討させていただきますし、方法書のタイミングでも、具体的に対象事業実施区域の設定の経緯を説明する箇所がございますので、そちらの方は、今いただいた御意見を踏まえた形で、検討させていただければと思います。

[前田専門調査員]

はい、よろしくお願いします。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。それでは、こちら質問【26】のところ、他に御質問ございますでしょうか。はい。それではないようですので、次の質問【27】前田専門調査員追加の御質問ありましたらお願いします。

[前田専門調査員]

はい。これはこの事業実施想定区域を線引くにあたって、人家を避けているようなところもあれば、含めているようなところもあるので、初めから避けるのであれば、完全に避けた方がいいかなと思って質問したんですが、先ほど話がいったように、これは居住実態で、居住実態のないところは含めたという理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

事業実施想定区域の検討の際には、基盤地図情報といったオープンデータの方を用いて検討していますので、その際には居住実態というものはそこまで考慮はしておりません。先ほどの質問にありましたように、絞り込みの検討の過程でこの区域というところを出してきたものとなります。今後居住実態を踏まえて、適切な配慮をしていくということで検討しているものになります。

[前田専門調査員]

はい。そうしますと、事前にもう対象外にしてもらえた家もあれば、対象区域ぎりぎりのところにあるのに入れられてしまったところもあるようで、何か釈然としない思いがありますけれども、事前にですね、人家から離すのは基本ですので、その人家のないエリアがありながら、そこは使わないで人家の付近にということ、もう少しはっきりと説明できるようにお願いします。

[伊藤歩会長]

事業者さんよろしいでしょうか。

[事業者]

基本的に今、このお示ししている事業実施想定区域の中の現段階で、我々の方で把握している居住実態がある住宅というのは含まれていない認識でおります。

[前田専門調査員]

はい、わかりました。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。はい。他にいかがでしょうか。質問【27】のところ、ありませんでしょうか。

か。それでは続きまして質問【28】、いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

質問【28】は、質問の意味をちゃんと取ってもらえないかと心配して、最後に括弧して、潜在的建設可能数と加えたんですけども、やはりちょっと誤解して回答されてしまっています。お聞きしたかったのは、計画数ではなくて、最大いくつ建てられるかということなんですね。絞り込んでいくために、広めの区域を取っているわけですので、もしこの区域をそのまま使えらしたたら、それぞれのエリアに最大で何基建てられるのか。それが知りたいので、お願いします。

[事業者]

この前にいただいた質問の中で、風車間距離のお話をさせてもらいましたが、今設けている2つのサイトで、適切な風車間距離、その事業に支障がないようにお互い干渉しないような距離を確保したうえで、ぎりぎりまで風車を最大配置した場合に、ここでお答えした二戸市に11基、一戸町に25基という計画でおりまして、多少風車間距離で無理をすれば、最大でももう少し増やせないこともないですが、発電効率ですとか、適切に計画を進めていくうえでは、この基数がそれぞれの最大だと考えております。御想定されていた回答となっておらず大変恐縮です。

[前田専門調査員]

これが最大だとすると、今後この区域を絞り込んでいくと、建てられる数もどんどん減っていくと、そういう理解でよろしいですか。

[事業者]

先ほどの最大基数のお話ですけれども、風の方向に対して3D、Dという風車の直径ですね。横に対して3D、風車の直径の3倍の離隔を取らないといけないということで、考慮して、先ほど最大基数36基と回答しました。そういう考慮をしない場合、風車をきっちり詰めて考えた場合にですね。

[前田専門調査員]

考慮はしていただいて、もちろん安全な形で建ててもらえるんですけども、その用地として必要な面積以上にあらかじめ確保されていると思います。絞り込んでいく過程で、事業実施想定区域は、ある程度広めにとっているというように書いてありますので、当然その全部を使えばもっとたくさん建てられると思うんですね。それをお聞きしています。

[事業者]

実際全部のところに配置してないものですから。配置して、想定してないです。

[前田専門調査員]

そうすると、ここはですね、こういうふうにとってはあるけれども、風車が建てられないところを含んでいるということですか。



[事業者]

工事の程度によると思います。例えば工事の程度ですとか、風速、強度が悪いところですか、無理をすれば建てられるかもしれないですけども、必ずしもそこが現実的かという、現実的ではないところであって。

[前田専門調査員]

現実的だからここを選んだというように先ほどの質問の回答であって、ここで事業ができるから、こういうふうを選んだとなっているのに、その中でも、実際ここは建てないだろうというところがあるということですか。そうすると、そもそも建てるつもりのないところをエリアに入れて、そこを削ったというように見せて、保全したというような、そういう恰好をつけることもできてしまいますよね。ここは本当に建てる気があるのかどうか、それをちゃんと示さない、このエリアは全く意味のない設定になってしまうのではないのでしょうか。

[事業者]

あくまで事業実施想定区域ですので、この中で検討していくということで考えております。

[事業者]

補足させていただきます。環境アセスメントの観点から今おっしゃっていただいたように、すべての場所に置けるかどうかというのはまた別の次元の話としてございますけれども、配慮書の中の28ページの複数案の考え方として書かせていただいている通り、今回は広めの区域を設定してその中で位置、あるいは規模の方、具体的に今後検討していくことで、絞り込みをしていくというプロセスを想定しております。その中では確かに広めの区域を設定しておりまして、実際に想定するかどうかわからない尾根も含めて置いています。それらを事業性ですとか、あとはもちろん環境影響評価の手続ですので環境性も踏まえた形、特に猛禽ですとかそういった衝突個体数の考え方ですとか、もろもろ総合的に配慮したうえで、この尾根には置ける置けないというジャッジをして絞り込んでいくというのが今後想定されているプロセスになっております。ですので、今塗っている範囲全部置けるかということももちろんそれは事業性の観点からそんなことはないんですけども、一方でその余白を残した形で区域を広めに設定しているので、その余白の中で今後配置の方も具体的に柔軟に検討していきながら、絞り込みをしていくという考え方で進められればと思っております。

[前田専門調査員]

そうしますと、ある程度は置けそうじゃないかというエリアは考えて設定されているのでないかと思うんですが、いろいろ、今後はあるかもしれませんが、現時点で置けそうなエリアというのにすべて建てられた場合、いくつぐらい建てられそうなんでしょうか。おおよそでもいいですからお願いします。

[事業者]

はい。現実的に考えておりますのは、繰り返しになって恐縮なんですけれども、二戸市に11

基、一戸町に25基という基数が最大です。

[前田専門調査員]

例えば、二戸に12基作るとは絶対不可能ということですね。

[事業者]

適切な風車間距離でないように詰めれば、できないこともないんですけども。

[前田専門調査員]

そうするとかなりもうきちきちに取っていて、11基を建てる想定のところも決まっています、もうこれ以上削る余地がない、そういう区域として設定されているというように思われますが、よろしいでしょうか。例えば、今後騒音とか景観でこの位置には建てないほうがいいというエリアが出てきたときに、そこを削ると目的の数は建てられなくなると。そういう設計で足りていると。どんどん少なくなってくるんですけども、それでよろしいでしょうか。

[事業者]

騒音等で配置の見直しが必要となった場合に、今考えている、先ほどの位置よりも少し住宅から離して見直すとか、そういったことがあるかと思えます。なるべく現状の基数とか容量を減らさずに維持できるようにとは考えていますが、いろんな可能性として、そういった数、見直しをする際には、事業実施想定区域内で配置の見直しを行うことになると思います。

[前田専門調査員]

はい、わかりました。そうすると、もっと余裕を持ってエリアを取っているのかと思っていましたけども、かなりきちきちというか、想定しているぎりぎりのところでやっているということがわかって、ちょっと驚きましたけども、今後いろいろと、微調整ですね、ここは外した方がいいなどの議論になったときに、なかなか自由度が低そうだなということで、非常に心配になります。この付近にまだ建てられるかもしれないという事業可能の余地があれば、そこも取っていただいて、もし何か不都合があればそっちを使うとか、そういうふうにした方が合理的だと思うんですけども。それが結局は複数案に繋がっていきませんが、そういったやり方でやらないと、本来できるはずの保全の配慮ができずに、当初勝手に決めた場所で押し通すということになってしまいますので、そうならないためにも、ぜひとも立地選定段階からしっかりと検討、配慮をお願いしたいと思います。

[事業者]

はい。いただいた御意見につきまして、かしこまりました。

[伊藤歩会長]

はい。今、前田専門調査員から御指摘があったような場合には、配慮書をもう1回やり直すということになるのではないかと思うんですけども。また選定、その区域が違うところという

ことになれば。ですから一般的には、今の事業計画の区域内で、やはり自然度が高いところも外す、猛禽類の影響がある場合には外す。そうするとおのずと基数は少なくならざるを得ないんじゃないかと思うんですけども、その考えがないとおっしゃっているのであれば、やはり別な場所を探していただくことになるのかなと思います。

[事業者]

はい。考えがないということではなくて、この区域の中で、見直しの中で。

[伊藤歩会長]

基数を変えるつもりはないと先ほどおっしゃっていたので。

[事業者]

ないというわけではございません。そういった可能性も含めて、事業を進めていくに当たりましては、そういった御意見も踏まえて、計画をより詳細に検討していきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

そうですか。先ほどそのように聞こえたものですから、確認させていただきました。

[事業者]

失礼いたしました。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。前田専門調査員よろしいでしょうか、はい。それでは続きまして、質問【28】のところ、他にございませんでしょうか。はい。それでは続きまして、質問【29】自然保護課からの質問ですが、こちらはよろしいでしょうか。このように検討してくださいということだと思います。それから質問【31】も特に、森林保全課さんの方から追加はないということと伺っております。それでは、今日は非公開はありますか。

[事務局]

この次の議題はあります。

[伊藤歩会長]

この案件では特にないでしょうかね。それでは事前に質問いただいたところのほかに、追加で質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。先に鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

環境保全区分についての話でコメントがあるんですが。非公開にすべきか公開でいいかちょっと迷うところなんです。

[伊藤歩会長]

非公開にしておきますか。

[鈴木委員]

由井先生も質問出されていきましたよね、環境保全区分のところ。

[事務局]

由井先生からいただいた御意見については、非公開ということでしたので、また、事務局への御質問でしたので、事前に皆様にメールで共有して、それで終了ということにしておりました。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。それとはまた別な内容でしょうか。

[鈴木委員]

それに関連する話題になります。

[伊藤歩会長]

そうですね。じゃあそれは非公開にした方がよろしいですかね。

[事務局]

はい、非公開でお願いします。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。そのようにしたいと思います。他に、伊藤絹子委員からお願いします。

[伊藤絹子委員]

発電の単機出力についてなんですけど、最大 6100 kW というのが、まだできていないと私は認識しているんですけど。まだこういうものはないというか、計画されていて、今テスト中というように記憶しているんですけど、その情報でよろしいですか。ちょっと確認だけなんですけど。

[事業者]

6100 kW 出力の風車に関しましては、開発中のものとして、そういった開発中の風車でも導入することができるように計画を検討しています。

[伊藤絹子委員]

見込みとしてはもうできそうだとということなんですよね。

[事業者]

来年型式認証を取るようには手続していますというようにおっしゃってまして、型式をちゃんと取得できるのかとか、そういうこともきちんと照会しながら、実現性のある計画を進めていきたいと思います。

[伊藤絹子委員]

はい、ありがとうございました。私からは以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次は非公開ということになりますので、傍聴者の方は一時退席をお願いします。

(事務局が傍聴者3名を室外へ誘導しました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見としたいと思います。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。以上で本日の審議の方は終了とさせていただきます。事業者の方は大変お疲れ様でした。退席されて構いません。委員の先生方は次の議事(2)がありますのでそのままお待ちください。

(事務局から、室外で待機していた傍聴者3名はすでに不在であることを会長に伝えました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、たくさんの御意見をいただきましたので、検討をしていただいて、分かりやすいものになるようお願いしたいと思います。それでは、今まで述べられた意見を審査会の意見としたいと思います。

以上で、本日の審議を終了します。長時間にわたってありがとうございました。進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。